様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月29日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃとうこうたかおか  一般事業主の氏名又は名称 株式会社東光高岳  （ふりがな）いちのせ　たかし  （法人の場合）代表者の氏名 一ノ瀬　貴士  住所　〒135-0061  東京都 江東区 豊洲５丁目６番３６号  法人番号　5010601043417  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　東光高岳デジタルトランスフォーメーション戦略（TKTK-DX） | | 公表日 | ①　2025年 6月24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.tktk.co.jp/ir/policy/dx/pdf/TKTK-DX\_2025.pdf  　東光高岳のビジョン（目指す姿）【P2】 | | 記載内容抜粋 | ①　未来のエネルギーネットワークをデザインする “SERAカンパニー”へ！  私たちは、二つの使命を果たしつつ、 ”SERAカンパニー” への飛躍を目指します！  ・変わらぬ使命：電力の安定供給や高度利用を支え、安全で豊かな暮らしや社会・経済活動の発展に貢献する  ・新たな使命：カーボンニュートラル、 レジリエンス強化等の新たな社会的課題へのソリューションを創造し、サステナブル社会に貢献する  SERAには、本来の「未来の存在」という意味に加え、「シームレス（S）にエネルギー（E）をつなぎ（R）活性化させ（A）未来のエネルギーネットワークをデザインする存在でありたい」という想いを込めています。  私たちは、電力ネットワークをトータルにサポートする機器やソリューションの開発提供力の深化・進化と、最新のデータ＆デジタル技術との融合により、未来のエネルギーネットワークと人々の暮らしとサステナブル社会とをシームレスにつなぐ存在となります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認された「東光高岳グループ2027中期経営計画」の方針に基づきDX戦略をウェブサイトにて公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　東光高岳グループ2027中期経営計画  ②　東光高岳デジタルトランスフォーメーション戦略（TKTK-DX） | | 公表日 | ①　2025年 4月25日  ②　2025年 6月24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/6617/ir\_material1/158449/00.pdf  ②　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.tktk.co.jp/ir/policy/dx/pdf/TKTK-DX\_2025.pdf  　ビジョンの実現に向けた基本戦略【P3】、DX戦略の全体像【P4】、スマートファクトリ化（工場のDX）【P5】、バリューチェーンの変革（営業・設計のDX）【P6】、新規事業の創出【P7】、業務の自動化（デスクワークのDX）【P8】、データの高度活用【P9】 | | 記載内容抜粋 | ②　次の3つの領域に分けDXを推進します。  １）外部中心・コア事業の領域において「ビジネスプロセスの変革（スマートファクトリ化、バリューチェーンの変革）」  ２）外部中心・新たな領域において「新分野の開拓（新規事業の創出）」  ３）内部中心・コア事業と新たな領域において「生産性向上・業務効率化（業務の自動化、データの高度活用）」  これらにより、顧客満足度の向上やマーケットの拡大に繋げていきます。  ＜スマートファクトリ化＞  工場での作業や搬送等の自動化、設備や製造工程の見える化、データ収集・分析による製造プロセスの効率化といった生産性や品質を向上させるスマートファクトリを構築し、工場を変革します。  ＜バリューチェーンの変革＞  バリューチェーン全体でデジタル化を行い、営業から設計、調達、製造、出荷、メンテナンスまでデータ連携を実現し、営業・設計等のシステムを変革します。  ＜新規事業の創出＞  データ＆デジタル技術を活用してイノベーションを起こし、お客さまのエネルギー利用の高度化・多様化とサステナブル社会に貢献する新たな事業を創出します。  ＜業務の自動化＞  デジタル技術を活用し業務の自動化を実現します。また、生成AIを積極的に活用し、より高度な判断・認識が必要な業務領域への適用を拡大します。  ＜データの高度活用＞  経営判断に寄与する各種指標を迅速に見える化すると共に、データサイエンティストの育成を含めデータを活用できる環境を整え、データ分析による予測等、データの高度活用を実現します。  例）ホームページ閲覧数、工数・売上等の実績数値等から製品顧客別受注・売上・利益、在庫数、労働生産性等の予測等 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認を得た公開文書に記載されている事項  ②　取締役会において承認された「東光高岳グループ2027中期経営計画」の方針に基づきDX戦略をウェブサイトにて公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　東光高岳デジタルトランスフォーメーション戦略（TKTK-DX）  　DX推進体制【P14】、人財【P12】 | | 記載内容抜粋 | ②　＜DX推進体制＞  代表取締役社長を実務執行総括責任者兼CKOとして配置し、CDOであるDXカイゼン推進本部長がDX推進および実行をリードする体制を構築しています。  ＜DXを推進する人財の育成＞  データ＆デジタル技術を活用してどのようなことができるかを理解し、ビジネス・業務を変革する人財を育成します。  DX人財を「基礎」「初級」「中級」「上級」の4つのレベルに分類し育成します。特に、「初級」以上はDX中核者とし、「初級」以上は2028年度までに400人育成し、そのうちで「中級」以上となる者を2030年度までに100人育成します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　東光高岳グループ2027中期経営計画  　DX戦略【P27】、財務戦略【P29】  ②　東光高岳デジタルトランスフォーメーション戦略（TKTK-DX）  　サプライチェーンセキュリティの強化【P10】、DXを推進する文化の醸成【P11】 | | 記載内容抜粋 | ①　DXロードマップを策定し推進しています。  １）工場のDX  ・製造工程変革  ・検査･製造のデジタル化・自動化  ・品質関連情報のDB化  <補足> 製品検査チェックシート・製造チェックシート・作業工数実績収集の電子化を早期に実現するともに、検査の自動化と製造の自動化（ロボット化、AGV利用等）を着実に進め、工場の人員最小化・無人化を目指す。また、当社製品の品質に関わるドキュメントを一元的に管理し、必要な情報が早く・網羅的に検索可能とする。  ２）デスクワークのDX  ・生成AI活用による業務変革  <補足> 生成AIの業務利用を拡大し、文書作成・企画創出、ヘルプデスク・FAQ対応、法務相談などの自動化・効率化を図る。  ３）営業・設計のDX  ・サプライチェーン変革  ・自動見積、自動設計  ・3Dデータの活用、シミュレーション  <補足> サプライチェーン全体でデジタルデータを活用するために、コンフィグレータによる自動見積や自動設計、開発・設計での3Dデータの活用と3Dデータによるシミュレーションを実現する。  ４）データの高度活用  ・データ分析、工場の見える化  ・データサイエンティストの育成  <補足> 工場の稼働状況や生産実績などの把握・分析を行い、データ活用による工場の見える化を推進し、生産性向上・収益性向上につながる活動を促すとともに、データサイエンティストを育成しデータの高度活用を加速させ、データ分析に基づく経営・業務のサポートを実現する。  ＜DX投資＞  工場DX推進や設備老朽化対策等のSQC確保に加え、コア事業の強靭化や注力事業の成長基盤を構築するため、前中計期間（2021～23年：約150億円）を大幅に上回る総額470億円の投資（研究開発費を含む）を計画し、工場DXには約80億円の投資を行います。  ②　情報セキュリティや文化においても環境整備を行います。  ＜サプライチェーンセキュリティの強化＞  高度化・多様化するサイバー攻撃からの防御、情報漏洩の防止、ITシステムの安定稼働等の観点から、サプライチェーン全体のセキュリティを強化します。また、製品のセキュリティ体制（PSIRT）についても、さらに高度なレベルまで強化していきます。  ＜DXを推進する文化の醸成＞  DXを推進する意識改革と行動変容に合致した「東光高岳クレド」を実践します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　東光高岳デジタルトランスフォーメーション戦略（TKTK-DX） | | 公表日 | ①　2025年 6月24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.tktk.co.jp/ir/policy/dx/pdf/TKTK-DX\_2025.pdf  　DX戦略の達成状況のモニタリング【P13】 | | 記載内容抜粋 | ①　＜DX戦略の達成状況のモニタリング＞  企業価値創造の結果である「中期経営計画」の指標を評価すると共に、「ビジネスプロセスの変革」「新分野の開拓」「生産性向上・業務効率化」の指標をモニタリングします。  ・検査・製造のデジタル化（チェックシートの電子化率）  ・スマートファクトリの構築（製造・検査の自動化ライン数）  ・自動見積りの活用（自動見積り適用網羅率）  ・個別設計の自動化（自動設計適用製品数）  ・3Dデータ活用（ 3D CAD出図率）  ・新規事業の売上高  ・業務の自動化（デスクワークの自動化数）  ・生成AIの活用（生成AI利用率）  ・データ分析（分析件数、付加価値創出数） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月30日 | | 発信方法 | ①　統合報告書2025  　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.tktk.co.jp/sustainability/report/pdf/report2025.pdf  　トップメッセージ【P7～P12】 | | 発信内容 | ①　トップメッセージにおいて、当社代表取締役社長より発信しています。  （発信内容抜粋）  　安全・品質・コンプライアンスを最優先とする企業への再生を目指し、真因分析と提言を踏まえて4つの改革柱と各アクションプランを策定しました。改革③「仕組みや環境でSQCファーストを確保する」　帳票類の電子化、生産ステータスの見える化、製造・検査ラインのデジタル化・自動化等の工場DXの取り組みを加速する。  　配電分野では、小型変圧器や配電用開閉器の製造体制を抜本再編。レベニューキャップ制度下での電力会社向けの安定的な需要に備え、製造部門の集約で設備・人財の最適配置を行い、コスト削減と品質・生産性向上を図ります。現在の計画では、新たな製造ラインを2028年度までに再構築し、同時にDX活用による自動化や製造要員の多能工化を進めていくことで、今後の人財確保の困難化や需要変動に対応します。  　変成器では、油・ガス変成器製造ラインを拡張し、生産能力を1.2倍に増強。工場レイアウト最適化、DX活用による自動化により、安全・品質・生産性を同時に向上します。  　半導体市場は2030年に150兆円規模、先端パッケージ基板市場も年率11％成長が見込まれ、チップレット化やHybrid Bondingなどの技術革新で検査ニーズはますます高度化しています。こうした環境に対応し、当社はパッケージ基板バンプ検査装置の実績と共焦点計測技術を活かし、既存の後工程向け装置に加え、2024年度に前工程向けウェーハバンプ検査装置を開発し初号機を受注しました。今後もチップレット化対応の新製品を投入し、国内外の新規顧客を開拓します。また、次世代装置やAI活用、検査自動化、国際規格対応などの技術開発を進めています。  　DX戦略では、工場DXや生成AI活用、データ利活用高度化など6つのロードマップに基づき、効率化と新たな価値創出を目指します。工場DXに関しては、帳票類の電子化、生産工程の見える化等、製造・検査設備の自動化・ロボット化を加速します。今年度、「スマートファクトリーラボ」を新設し、ロボットなど最新技術の適用を検証して製造現場を進化させます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　2025年 9月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2014年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ経営ガイドライン等に合わせて、情報セキュリティ管理規程などの社内規程類を整備し人的・組織的対策を実施しているほか、NIST CSF（Cyber Securty FlameWork）を活用した評価・対策、脆弱性診断や侵入検知、アンチウィルス等の技術的対策、遠隔バックアップ等の物理的対策も実施しています。また、セキュリティ教育による意識向上や規程の遵守活動によるモニタリングを実施し、年単位でPDCAを回しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。